

山形県 ソフトバンク 環境保全の推進に関する連携協定

山形県(以下「甲」という。)とソフトバンク株式会社(以下「乙」という。)は、以下のとおり、環境保全の推進に関する連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条

本協定の目的は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的・知的財産を有効活用し、相互に連携、協力することにより、環境課題の解決を図ることを目的とする。

(連携項目)

第2条

甲及び乙は前条の目的を達成するために、以下の事項の連携を実施する。

- (1) 脱炭素社会実現へ貢献すること
- (2) 植樹など森林保全や生態系の回帰につながること
- (3) 資源の保全につながること
- (4) 地域住民の環境意識向上につながること
- (5) その他、両者が合意した事項に関するこ

(協定内容の変更)

第3条

甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第4条

甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について相手方との間において守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第5条

本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、当該有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第6条

本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2025年7月30日

甲：山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄子 印

乙：東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一 印